

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年5月15日提出
【発行者名】	J P 投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 相田 雅哉
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋人形町一丁目 1 1 番 2 号
【事務連絡者氏名】	佐藤 伸也
【電話番号】	03-6262-5743
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	J P 日米バランスファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	10兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

J P日米バランスファンド（以下「ファンド」といいます。）
・愛称として「J P日米」という名称を用いることがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
 - ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（５）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は1.1%（税抜1.0%）が上限となっております。

（６）【申込単位】

販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2024年5月16日から2024年11月15日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先 J P投信株式会社 サポートダイヤル 0120-104-017（フリーダイヤル） <受付時間> 営業日の午前9時～午後5時 インターネットホームページ https://www.jp-toushin.japanpost.jp
--

（９）【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① ファンドの目的
主として、日本と米国の債券、日本と米国の株式を実質的な主要投資対象とする投資対象ファンドへの投資を通じて、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- ② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
		不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		
	その他 ()	アフリカ		
その他資産 (投資信託証券(資産複合(株式、債券)資産配分固定型))		中近東 (中東)		
		エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対

象資産（その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）資産配分固定型）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われずファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

- ① 一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ② 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③ 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- ① 一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ② 公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③ 社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④ その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤ 格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ① 資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ② 資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ① 年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ② 年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③ 年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④ 年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤ 年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥ 日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦ その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ① グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ② 日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 投資形態による属性区分
- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
5. 為替ヘッジによる属性区分
- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
- ①日経225
- ②TOPIX
- ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。
7. 特殊型
- ①プル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

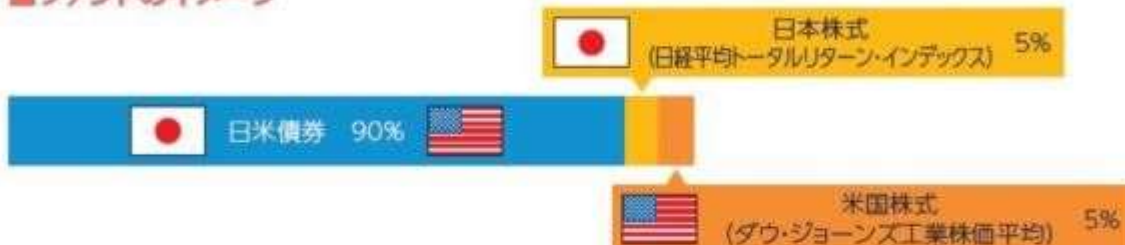
※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

1 日本と米国の債券を中心に、日本と米国の株式に分散投資します。

- 日本と米国の債券に90%、日本株式に5%、米国株式に5%投資することを基本とします。
- 債券運用で利子収入を獲得し、安定的な収益の確保を目指します。また、株式に投資することで中長期的な成長の享受を目指します。
- 株式に投資する投資対象ファンドは、日経平均トータルリターン・インデックス、ダウ・ジョーンズ工業株価平均と連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

■ファンドのイメージ



■日経平均トータルリターン・インデックスとは

日本経済新聞社が日々算出、公表している株価指数です。東京証券取引所のプライム市場上場銘柄から市場流動性の高い銘柄を中心にセクター(業種)間のバランスに配慮して選定した225銘柄を対象に算出されます。

■ダウ・ジョーンズ工業株価平均とは

S&P Dow Jones Indicesが米国を代表する優良30銘柄を選出し、指数化したものです。米国株式の値動きを示す代表的な株価指数として知られ、日本では「ダウ平均」、「NYダウ」、「ダウ工業株30種」などと呼ばれています。

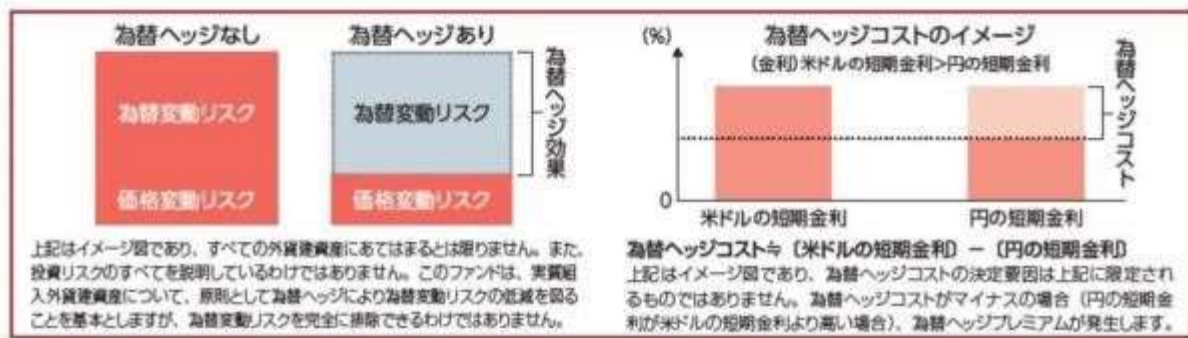
ご参考

為替ヘッジについて

為替ヘッジとは、為替変動リスクの低減を図るために、「今の時点で、あらかじめ将来の為替レートを確定させておく」ことです。

具体的には、為替予約取引を活用して為替ヘッジを行います。為替ヘッジを行うにあたっては、対象通貨間の金利差に基づくヘッジコストがかかります。当ファンドでは、実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替リスクの低減を図ることを目指します。

ただし、為替ヘッジにより、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。



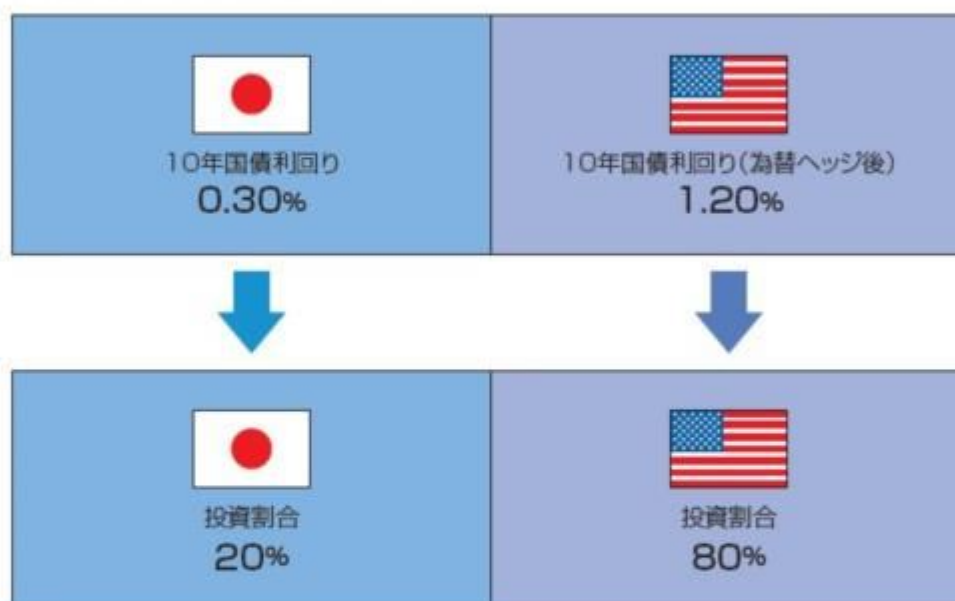
② 債券部分の日本と米国の投資割合は、それぞれの10年国債の利回り水準により決定します。

- 日本と米国の10年国債(米国国債は為替ヘッジ後)の相対的な利回り水準で投資割合(5%刻み)を決定します。また、投資割合は月に1回見直しを行います。
- 利回り水準に応じた日米間の配分によりファンドの利回り向上を目指します。
- 原則として、満期までの期間が、5～10年程度の債券に投資します。

■配分のイメージ

■日米の投資割合

10年国債の利回り水準に応じて配分します。



※日米国債のうち一方の利回りがマイナスの場合、マイナスの国には投資しません。

※日米国債の双方の利回りがマイナスの場合、組入資産における日米国債・社債の利回り等をもとに投資割合を決定します。

③ 日本と米国の債券は、国債に加え、利回り向上を目指し、社債にも投資します。

日米の社債の運用は、日本の国債と同等程度以上の信用格付けを有する債券を投資対象とします。

■債券の種類別投資割合

国債、社債の配分は50%ずつを基本とします。

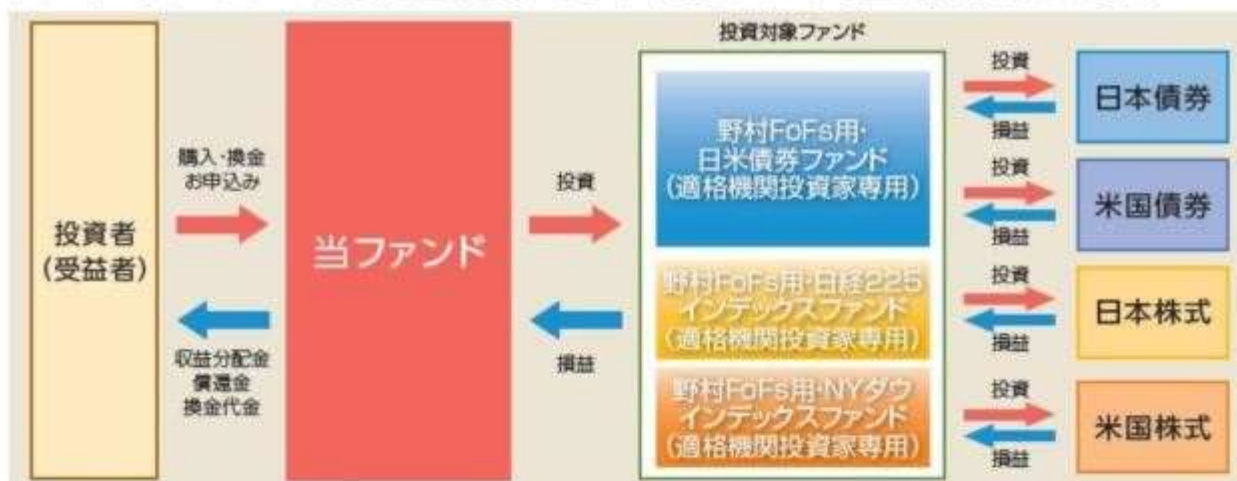
(日本の社債には、財投機関債を含みます。)

資金動向・市況動向に急激な変化が生じた場合や、投資信託財産の規模、市場の流動性等を勘案した結果として、投資割合が上記の割合から乖離する場合があります。

資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。下記のファンドを主要投資対象とします。



ファンド・オブ・ファンズ方式とは?

投資者の皆さまからお預かりした資金を、直接株式や債券といった資産に投資するのではなく、株式や債券等に投資している複数の投資信託に投資して運用を行う仕組みです。

主な投資制限

- ①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ②株式への直接投資は行いません。
- ③外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④デリバティブの直接利用は行いません。
- ⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

分配方針

- 原則として年2回の決算時(毎年2月15日および8月15日(休業日の場合は翌営業日))に、経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には分配を行わないことがあります。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

■収益分配のイメージ



※上記はイメージ図であり、分配金は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定額の分配をお約束するものではありません。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について、示唆、保証するものではありません。

分配金に関する留意点

■分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

■ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行う場合があります。従って、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

●計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額は、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。



■投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

普通分配金

分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。

元本払戻金（特別分配金）

分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となります。



※投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。

上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

④ 信託金限度額

- ・5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

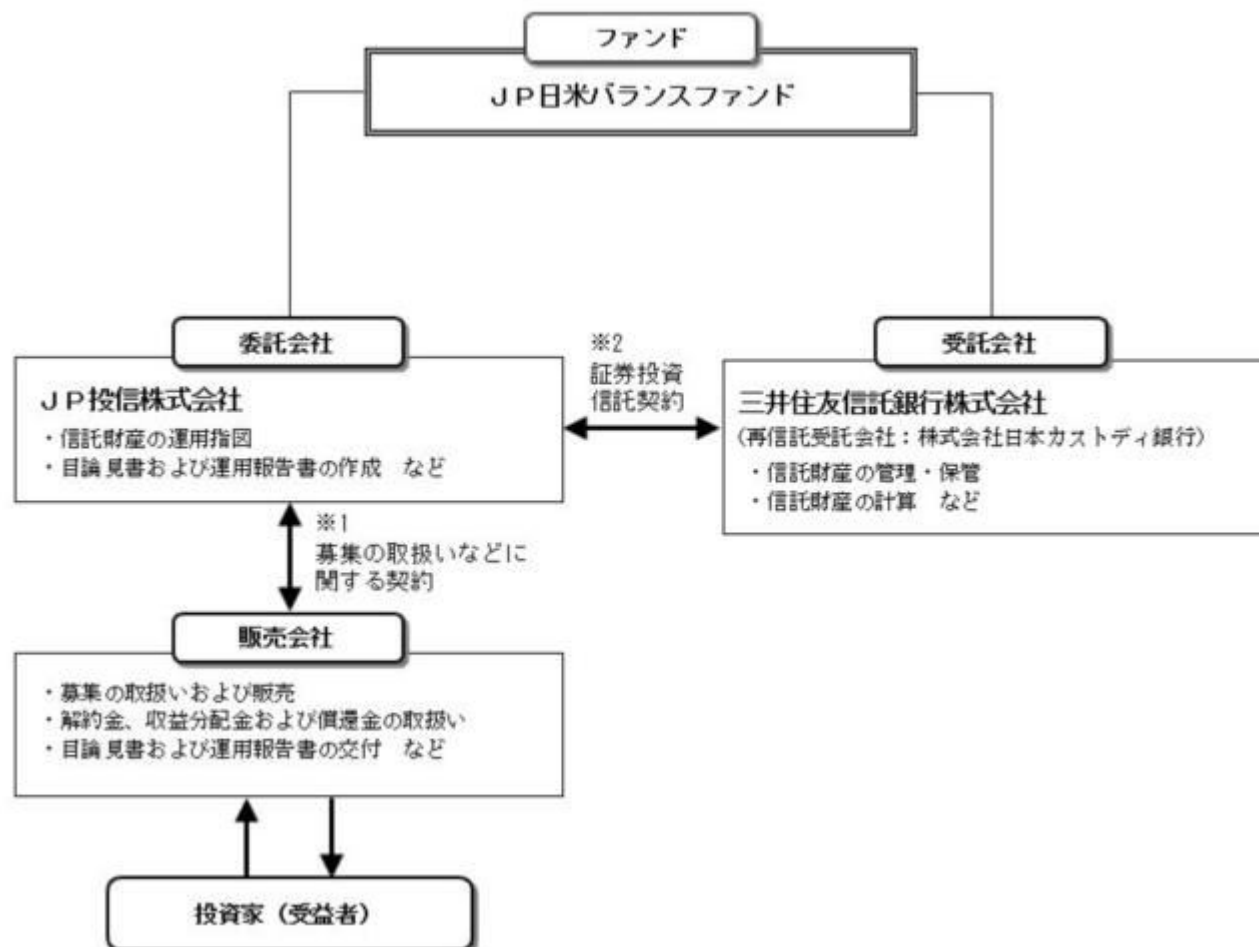
(2) 【ファンドの沿革】

2016年10月27日

- ・ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

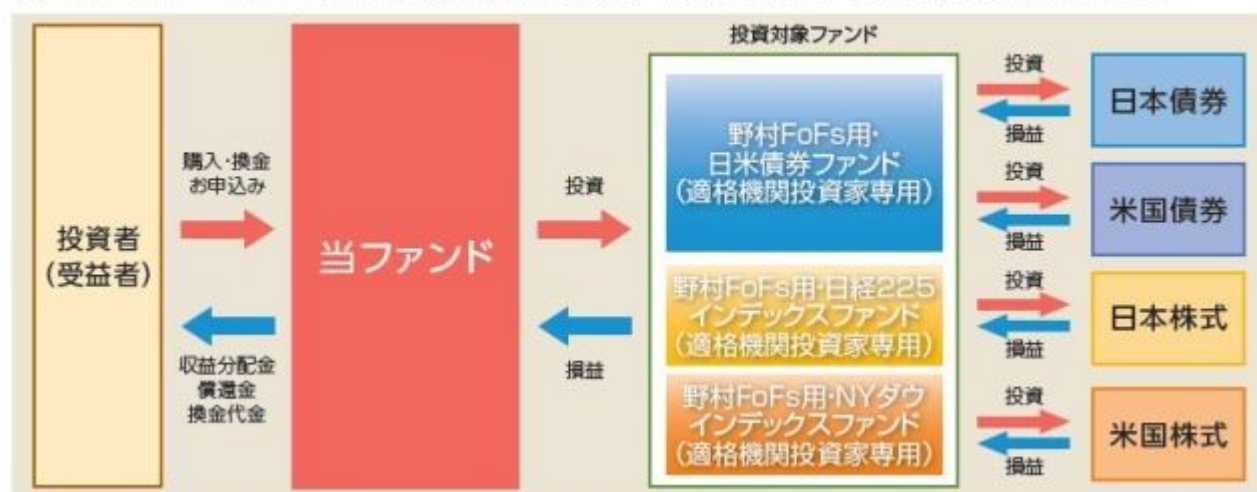


※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。下記のファンドを主要投資対象とします。



② 委託会社の概況（2024年2月末現在）

1) 資本金

5億円

2) 沿革

2015年8月18日：

S N J 準備株式会社設立（J P 投信株式会社となる準備会社）

2015年11月9日： J P 投信株式会社へ商号変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
株式会社ゆうちょ銀行	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	9,000株	45%
日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	1,000株	5%
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	6,000株	30%
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	4,000株	20%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

- ① 主として、日本と米国の債券、日本と米国の株式を実質的な主要投資対象とする投資対象ファンドへの投資を通じて、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- ② 各投資対象ファンドへの基本組入比率は、以下のとおりとすることを基本とします。
 - ・日本と米国の債券を投資対象とする投資信託証券への組入比率：純資産総額の90%とします。
 - ・日本株式を投資対象とする投資信託証券への組入比率：純資産総額の5%とします。
 - ・米国株式を投資対象とする投資信託証券への組入比率：純資産総額の5%とします。
- ③ 上記の基本組入比率には、各資産毎に一定の変動許容幅を設け、一定以上乖離した場合にはリバランスを行います。また、市況動向等の変化に応じて、当該基本組入比率の見直しを行う場合があります。
- ④ 投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。
- ⑤ 外貨建資産を投資対象とする投資対象ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を目指します。
- ⑥ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

別に定める投資信託証券を主要投資対象とします。このほか、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 金銭債権
- ハ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

② 有価証券の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
2. 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

③ 金融商品の指図範囲等

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

◆投資対象とする投資信託証券の概要

※下記は、有価証券届出書提出日現在の組入投資信託証券の一覧であり、今後、名称変更となる場合、繰上償還等により投資信託証券が除外される場合、新たな投資信託証券が追加となる場合等があります。

1. 野村FoFs用・日米債券ファンド（適格機関投資家専用）

運用会社	野村アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	日米の国債および日本国債と同等程度以上の信用格付けを有する日米の社債（日本の社債には、財投機関債を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とし、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行なうことを基本とします。
主要投資対象	日米の国債および日本国債と同等程度以上の信用格付けを有する社債を主要投資対象とします。
投資態度	①日米の債券の比率は、毎月末の日本および米国の10年国債の利回り（米国は為替ヘッジ後。）に基づいて概ね5%刻みで見直しを行ないます。 ②日米それぞれの債券ポートフォリオにおいて、国債と社債がほぼ同額程度となるよう投資することを基本とします。市場の流動性等を勘案した結果として、国債と社債の比率が当比率から一時的に乖離する可能性があります。 ③投資する債券の残存期間は5年～10年程度を中心とします。 ④同一銘柄の社債への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ⑤同一発行体の発行する社債への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ⑥債券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。 ⑦外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。 ⑧投資比率の調整のため、補完的に日米の国債先物取引の買建てを活用する場合があります。 ⑨ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド（NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED）に、当ファンドの公社債等の運用の指図に関する権限の一部を委託します。 ⑩資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ②デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。 ③外国為替予約取引はヘッジ目的に限定します。 ④株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。 ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
ベンチマーク	なし
決算日	決算は年2回、原則2月、8月の各7日（当該日が休業日の場合は翌営業日）。
収益の分配	原則として、2月、8月の各7日（当該日が休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
申込手数料	なし
換金（解約）手数料	なし
信託報酬	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.253%（税抜年0.23%）の率を乗じた金額とします。
信託財産留保額	なし
設定日	2016年10月26日
信託期間	無期限
関係法人	受託会社：野村信託銀行株式会社

2. 野村FoFs用・日経225インデックスファンド（適格機関投資家専用）

運用会社	野村アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	わが国の株式市場全体の長期的成長をとらえることを目標に、日経平均トータルリターン・インデックスと連動する投資成果を目指して運用を行ないます。
主要投資対象	わが国の金融商品取引所に上場している株式のうち、日経平均トータルリターン・インデックスに採用されている銘柄を主要投資対象とするミリオン・インデックス マザーファンド（以下、「マザーファンド」と称する場合があります。）受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	①マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。 ②非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。 ③資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	①株式への実質投資割合には制限を設けません。 ②外貨建資産への投資は行ないません。 ③同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。 ④デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。 ⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。 ⑥前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
ベンチマーク	日経平均トータルリターン・インデックス
決算日	決算は年2回、原則2月、8月の各7日（当該日が休業日の場合は翌営業日）。
収益の分配	原則として、2月、8月の各7日（当該日が休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
申込手数料	なし
換金（解約）手数料	なし
信託報酬	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.154%（税抜年0.14%）の率を乗じて得た額とします。
信託財産留保額	なし
設定日	2016年10月26日
信託期間	無期限
関係法人	受託会社：株式会社りそな銀行

※「日経平均株価」（日経平均）及び「日経平均トータルリターン・インデックス」に関する著作権、知的所有権その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。
日本経済新聞社は本商品を保証するものではなく、本商品について一切の責任を負いません。

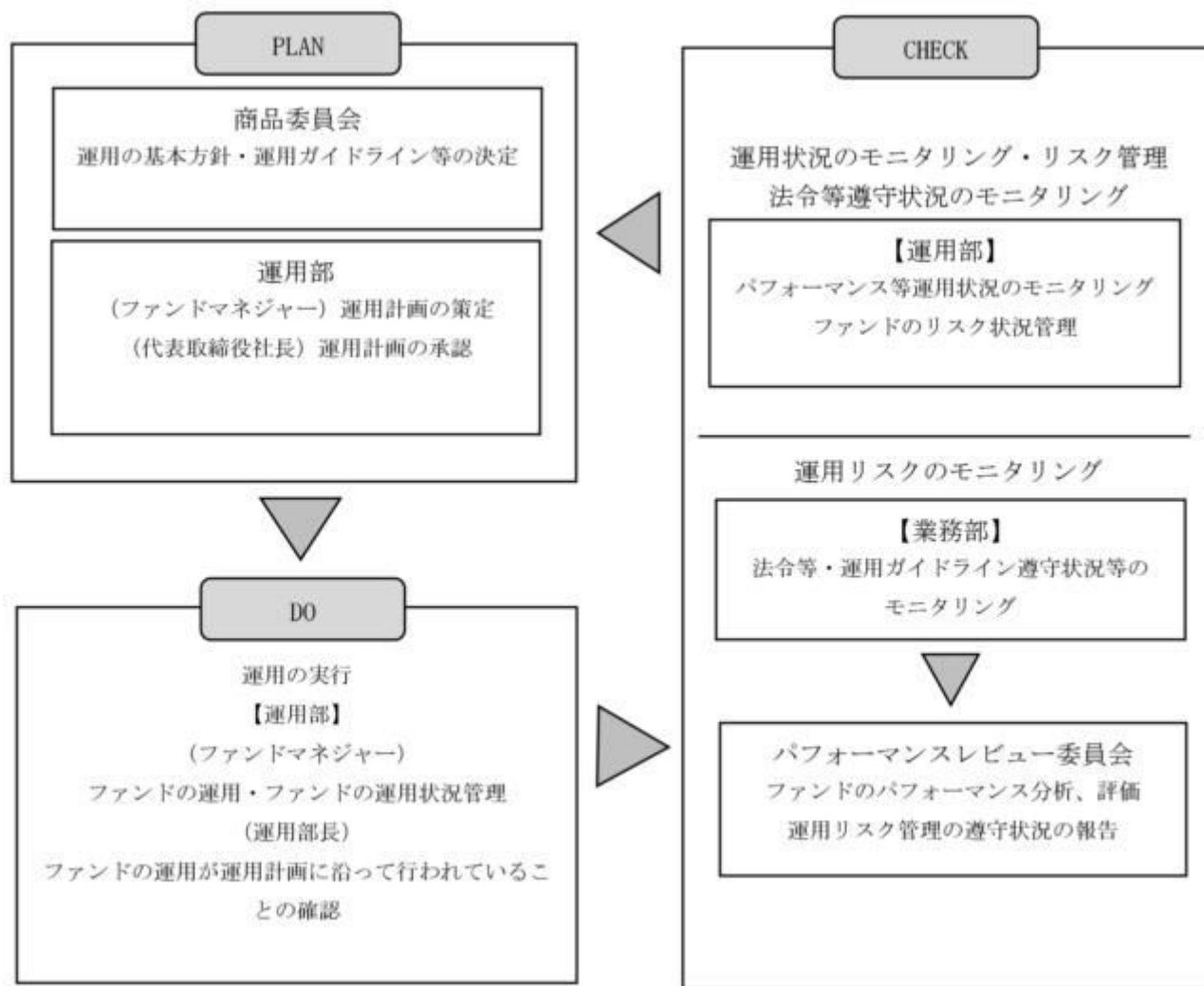
3. 野村FoFs用・NYダウインデックスファンド（適格機関投資家専用）

運用会社	野村アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	ダウ・ジョーンズ工業株価平均（配当込み、円ヘッジ・円ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。
主要投資対象	主としてダウ・ジョーンズ工業株価平均に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式に投資を行なうNYダウインデックスマザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	①マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。 ②ダウ・ジョーンズ工業株価平均（配当込み、円ヘッジ・円ベース）の動きを効率的に捉える投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。 ③実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。 ④資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式への実質投資割合には制限を設けません。 ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ③同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。 ④デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。 ⑤外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。 ⑥投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ⑦同一銘柄の上場投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ⑧一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。 ⑨前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
ベンチマーク	ダウ・ジョーンズ工業株価平均（配当込み、円ヘッジ・円ベース）
決算日	決算は年2回、原則2月、8月の各7日（当該日が休業日の場合は翌営業日）。
収益の分配	原則として、2月、8月の各7日（当該日が休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
申込手数料	なし
換金（解約）手数料	なし
信託報酬	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.176%（税抜年0.16%）の率を乗じて得た額とします。
信託財産留保額	1万口（当初元本1口＝1円）につき基準価額の0.05%
設定日	2016年10月26日
信託期間	無期限
関係法人	受託会社：野村信託銀行株式会社

※「Dow Jones Industrial Average」（ダウ・ジョーンズ工業株価平均）（当インデックス）はS&P Dow Jones Indices LLC（「SPDJI」）の商品であり、これを利用するライセンスが野村アセットマネジメント株式会社に付与されています。Standard & Poor'sおよびS&PはStandard & Poor's Financial Services LLC（「S&P」）の登録商標で、DJIA、The Dow、Dow JonesおよびDow Jones Industrial AverageはDow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが野村アセットマネジメント株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社（総称して「S&P Dow Jones Indices」）によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの所有者またはいかなる一般人に対して、株式全般または具体的に当ファンドへの投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追従するDow Jones Industrial Averageの能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。Dow Jones Industrial Averageに関して、S&P Dow Jones Indicesと野村アセットマネジメント株式会社との間にある唯一の関係は、当インデックスとS&P Dow Jones Indicesまたはそのライセンサーの特定の商標、サービスマーク、および商標名のライセンス供与です。Dow Jones Industrial Averageは野村アセットマネジメント株式会社または当ファンドに関係なく、S&P Dow Jones Indicesによって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indicesは、Dow Jones Industrial Averageの決定、構成または計算において、野村アセットマネジメント株式会社または当ファンドの所有者の要求を考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの価格または数量、あるいは当ファンドの発行または販売のタイミングの決定、当ファンドが将来換金、譲渡、または償還される計算式の決定または計算に関して責任を負わず、またこれに関与したことはありません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。Dow Jones Industrial Averageに基づく投資商品が、インデックスのパフォーマンスを正確に追従する、あるいはプラスの投資収益を提供する保証はありません。S&P Dow Jones Indices LLCは投資顧問会社ではありません。インデックスに証券が含まれることは、S&P Dow Jones Indicesがかかる証券の売り、買い、またはホールドの推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとして見なしてはなりません。上記にかかわらず、CME Group Inc.とその関連会社は、野村アセットマネジメント株式会社により現在発行されている当ファンドに関連しないが、当ファンドに類似または競合する金融商品を独自に発行またはスポンサーできるものとします。さらに、CME Group Inc.とその関連会社は、Dow Jones Industrial Averageのパフォーマンスに関連する金融商品を取引できるものとします。S&P DOW JONES INDICESは、Dow Jones Industrial Averageまたはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信（電子通信も含む）を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。S&P DOW JONES INDICESは、これに含まれる誤り、欠落または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、Dow Jones Industrial Averageまたはそれに関連するデータの商品性、特定の目的または使用への適合性、それらを使用することによって野村アセットマネジメント株式会社、当ファンドの所有者、またはその他の人物や組織が得られる結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P DOW JONES INDICESは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESのライセンサーを除き、S&P DOW JONES INDICESと野村アセットマネジメント株式会社との間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下のとおりです。



委託会社では社内規定を定めて運用にかかる組織およびその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等にかかる業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備および運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

※上記の運用体制は、2024年2月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

- 1) 分配対象額の範囲
経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。
- 2) 分配対象額についての分配方針
分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には分配を行わないこともあります。
- 3) 留保益の運用方針
留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。
*委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

② 収益分配金の支払い

<分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

- 1) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

- 2) 株式への直接投資は行いません。
- 3) 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 4) デリバティブの直接利用は行いません。
- 5) 資金の借入れ

1. 委託者は、投資信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

《基準価額の変動要因》

- ・ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- ・信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者の皆さまに帰属します。
- ・投資信託は預貯金と異なります。

【価格変動リスク】

- ◆株式の価格は発行者の業績、経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。また、債券の価格は市場金利や信用度等の変動を受けて変動します。ファンドはその影響を受け、組入株式や組入債券の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

【信用リスク】

- ◆組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

【為替変動リスク】

- ◆組入外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低いときには、これらの金利差相当分がヘッジコストとなります。

【カントリーリスク】

- ◆主要投資対象ファンドの投資対象国は日本および米国です。投資対象国において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、またはそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

(2) リスク管理体制

- ◆委託会社では、運用担当部から独立した部署において運用に関する各種リスク管理を行います。

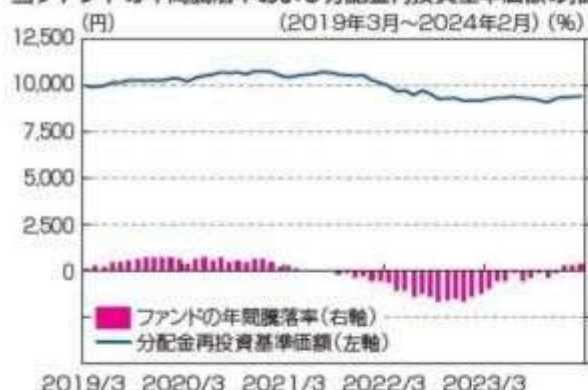
※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定、検証などを行います。運用担当部から独立した部署が流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

※上記体制は2024年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

参考情報

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額にもとづいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

※グラフは、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※2019年3月～2024年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。

※当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額にもとづいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日本株・・・TOPIX（東証株価指数、配当込み）

先進国株・・・MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債・・・NOMURA-BPI 国債

先進国債・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）

新興国債・・・JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

各資産クラスの騰落率について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

TOPIX に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社 JPX 総研又は株式会社 JPX 総研の関連会社に帰属します。

MSCI インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE 世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は1.1%（税抜1.0%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

(2) 【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3) 【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	0.462%（税抜0.420%）
投資対象とする投資信託証券	0.2442%（税抜0.2220%）程度 ^{※1}
実質的負担	0.7062%（税抜0.6420%）程度 ^{※2}

・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.462%（税抜0.420%）の率を乗じて得た額とします。

※1 投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況－2 投資方針－（2）投資対象」－「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

※2 基本組入比率で按分した投資対象投資信託証券の信託報酬を含めた実質的な信託報酬率の概算値です。ただし、この値は目安であり、投資対象投資信託証券の実際の組入状況により変動します。

② 信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.420%	0.180%	0.210%	0.030%

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
販売会社	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

- ① ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。
- ② ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。
- ③ ファンドに関する組入の有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用、投資信託証券の解約に伴う信託財産留保額はファンドから支払われます。
- ④ 監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。
 - イ. 監査法人 有限責任あずさ監査法人
 - ロ. 監査費用 受益者負担とし、投資信託財産中から支弁します。
 - ・投資信託財産の純資産総額に対し、1円～200億円以下の部分：税抜 年0.004%
 - ・投資信託財産の純資産総額に対し、200億円超～400億円以下の部分：税抜 年0.002%
 - ・投資信託財産の純資産総額に対し、400億円超～800億円以下の部分：税抜 年0.001%
 - ・投資信託財産の純資産総額に対し、800億円超の部分：税抜 年0.000%

*これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
- ・当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

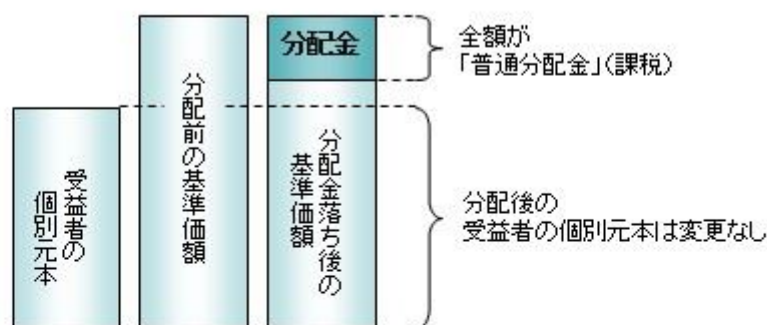
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

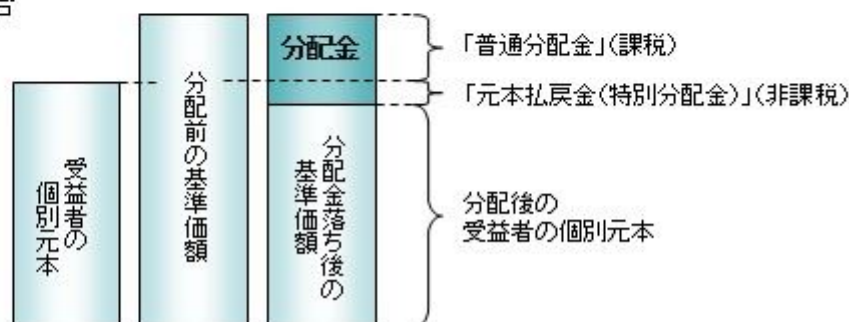
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※上記は2024年2月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

	総経費率 (①+②)	当ファンドの 運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
JP日米バランスファンド	0.70%	0.46%	0.24%

※対象期間は2023年8月16日～2024年2月15日です。

※総経費率は、対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※その他費用には、投資先ファンドにかかる費用が含まれています。

※投資先ファンドとは、当ファンドが組み入れている投資信託証券(マザーファンドを除く。)です。

※投資先ファンドについては、入手し得る情報を基に記載しています。

※当ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

【JP日米バランスファンド】

以下の運用状況は2024年 2月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	2,285,643,611	99.45
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	—	12,680,247	0.55
合計(純資産総額)		2,298,323,858	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	野村F O F s 用・日米債券ファンド (適格機関投資家専用)	2,553,169,261	0.807	2,060,660,357	0.8072	2,060,918,227	89.67
日本	投資信託受益証券	野村F O F s 用・日経225イン デックスファンド（適格機関投資家 専用）	49,267,905	2.1996	108,373,378	2.2879	112,720,039	4.90
日本	投資信託受益証券	野村F O F s 用・NYダウインデッ クスファンド（適格機関投資家専 用）	62,607,795	1.7653	110,521,540	1.789	112,005,345	4.87

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	99.45
合 計	99.45

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2017年 2月15日)	2,815	2,821	0.9843	0.9863
第2計算期間末 (2017年 8月15日)	3,223	3,233	1.0033	1.0063
第3計算期間末 (2018年 2月15日)	3,616	3,627	0.9729	0.9759
第4計算期間末 (2018年 8月15日)	3,583	3,594	0.9720	0.9750
第5計算期間末 (2019年 2月15日)	3,670	3,682	0.9731	0.9761
第6計算期間末 (2019年 8月15日)	3,613	3,624	1.0087	1.0117
第7計算期間末 (2020年 2月17日)	3,488	3,499	1.0185	1.0215
第8計算期間末 (2020年 8月17日)	3,390	3,399	1.0468	1.0498
第9計算期間末 (2021年 2月15日)	3,213	3,222	1.0466	1.0496
第10計算期間末 (2021年 8月16日)	3,120	3,129	1.0418	1.0448
第11計算期間末 (2022年 2月15日)	2,824	2,832	0.9868	0.9898
第12計算期間末 (2022年 8月15日)	2,696	2,704	0.9392	0.9422
第13計算期間末 (2023年 2月15日)	2,373	2,381	0.8880	0.8910
第14計算期間末 (2023年 8月15日)	2,413	2,421	0.8930	0.8960
第15計算期間末 (2024年 2月15日)	2,291	2,299	0.9007	0.9037
2023年 2月末日	2,372	—	0.8843	—
3月末日	2,395	—	0.8952	—
4月末日	2,420	—	0.8984	—
5月末日	2,428	—	0.9011	—

6月末日	2,450	—	0.9074	—
7月末日	2,434	—	0.8990	—
8月末日	2,417	—	0.8934	—
9月末日	2,348	—	0.8848	—
10月末日	2,281	—	0.8736	—
11月末日	2,306	—	0.8944	—
12月末日	2,291	—	0.9009	—
2024年 1月末日	2,294	—	0.9019	—
2月末日	2,298	—	0.9030	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2016年10月27日～2017年 2月15日	0.0020
第2期	2017年 2月16日～2017年 8月15日	0.0030
第3期	2017年 8月16日～2018年 2月15日	0.0030
第4期	2018年 2月16日～2018年 8月15日	0.0030
第5期	2018年 8月16日～2019年 2月15日	0.0030
第6期	2019年 2月16日～2019年 8月15日	0.0030
第7期	2019年 8月16日～2020年 2月17日	0.0030
第8期	2020年 2月18日～2020年 8月17日	0.0030
第9期	2020年 8月18日～2021年 2月15日	0.0030
第10期	2021年 2月16日～2021年 8月16日	0.0030
第11期	2021年 8月17日～2022年 2月15日	0.0030
第12期	2022年 2月16日～2022年 8月15日	0.0030
第13期	2022年 8月16日～2023年 2月15日	0.0030
第14期	2023年 2月16日～2023年 8月15日	0.0030
第15期	2023年 8月16日～2024年 2月15日	0.0030

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2016年10月27日～2017年 2月15日	△1.37
第2期	2017年 2月16日～2017年 8月15日	2.24
第3期	2017年 8月16日～2018年 2月15日	△2.73
第4期	2018年 2月16日～2018年 8月15日	0.22
第5期	2018年 8月16日～2019年 2月15日	0.42
第6期	2019年 2月16日～2019年 8月15日	3.97
第7期	2019年 8月16日～2020年 2月17日	1.27
第8期	2020年 2月18日～2020年 8月17日	3.07
第9期	2020年 8月18日～2021年 2月15日	0.27
第10期	2021年 2月16日～2021年 8月16日	△0.17
第11期	2021年 8月17日～2022年 2月15日	△4.99
第12期	2022年 2月16日～2022年 8月15日	△4.52
第13期	2022年 8月16日～2023年 2月15日	△5.13

第14期	2023年 2月16日～2023年 8月15日	0.90
第15期	2023年 8月16日～2024年 2月15日	1.20

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2016年10月27日～2017年 2月15日	3,220,401,164	360,154,966
第2期	2017年 2月16日～2017年 8月15日	1,552,685,966	1,199,857,365
第3期	2017年 8月16日～2018年 2月15日	1,068,263,115	563,801,720
第4期	2018年 2月16日～2018年 8月15日	311,263,308	342,414,077
第5期	2018年 8月16日～2019年 2月15日	379,107,528	293,267,653
第6期	2019年 2月16日～2019年 8月15日	409,776,219	599,557,732
第7期	2019年 8月16日～2020年 2月17日	240,704,669	397,715,733
第8期	2020年 2月18日～2020年 8月17日	81,305,699	268,292,849
第9期	2020年 8月18日～2021年 2月15日	144,892,008	313,123,716
第10期	2021年 2月16日～2021年 8月16日	68,905,332	144,108,042
第11期	2021年 8月17日～2022年 2月15日	61,980,271	194,858,031
第12期	2022年 2月16日～2022年 8月15日	135,840,636	127,340,871
第13期	2022年 8月16日～2023年 2月15日	111,397,982	308,623,610
第14期	2023年 2月16日～2023年 8月15日	150,831,040	121,049,888
第15期	2023年 8月16日～2024年 2月15日	108,948,364	268,082,015

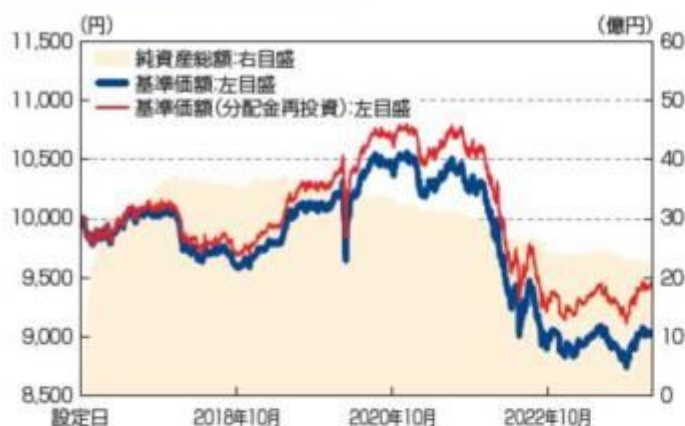
(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

《参考情報》

運用実績

設定日：2016年10月27日
作成基準日：2024年 2月29日

基準価額・純資産の推移



分配の推移(1万口当たり、税引前)

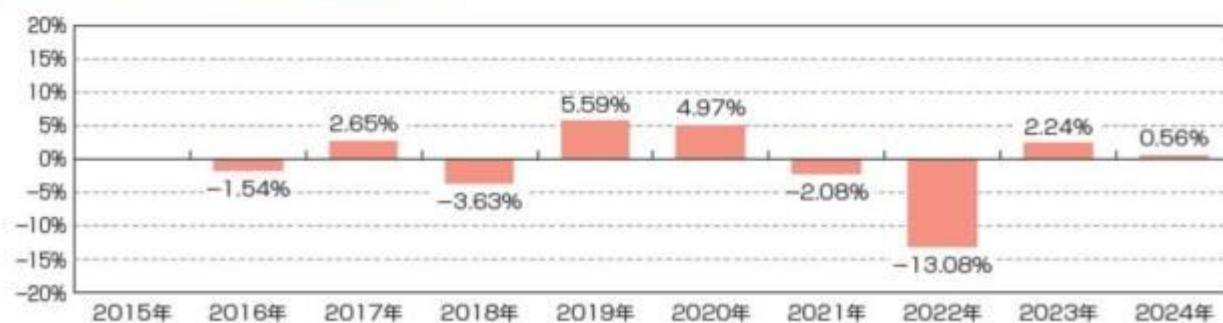
第11期(2022年2月15日)	30円
第12期(2022年8月15日)	30円
第13期(2023年2月15日)	30円
第14期(2023年8月15日)	30円
第15期(2024年2月15日)	30円
設定来累計	440円

主要な資産の状況

組入投資信託証券	投資比率
野村FoFs用・日米債券ファンド(適格機関投資家専用)	89.67%
野村FoFs用・日経225インデックスファンド(適格機関投資家専用)	4.90%
野村FoFs用・NYダウインデックスファンド(適格機関投資家専用)	4.87%

※投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。
- (2) コースの選択
収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。
＜分配金再投資コース＞
収益分配金を自動的に再投資するコースです。
＜分配金受取りコース＞
収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。
- (3) 申込みの受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (4) 取扱時間
原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
※2024年11月5日以降は、下記の通りとなります。
原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 取得申込不可日
販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
●ニューヨーク証券取引所の休業日
●ニューヨークの銀行の休業日
- (6) 申込金額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- (7) 申込単位
販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

J P 投信株式会社

サポートダイヤル 0120-104-017（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.jp-toushin.japanpost.jp>

- (8) 申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
- (9) 受付の中止および取消
委託会社は、金融商品取引所[※]における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国における非常事態による市場閉鎖、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。
※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

- (1) 解約の受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (2) 取扱時間
原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
※2024年11月5日以降は、下記の通りとなります。
原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (3) 解約請求不可日
販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
●ニューヨーク証券取引所の休業日
●ニューヨークの銀行の休業日
- (4) 解約制限
ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 解約価額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

J P 投信株式会社

サポートダイヤル 0120-104-017（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.jp-toushin.japanpost.jp>

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。
 ※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1口単位または1円単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国における非常事態による市場閉鎖、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

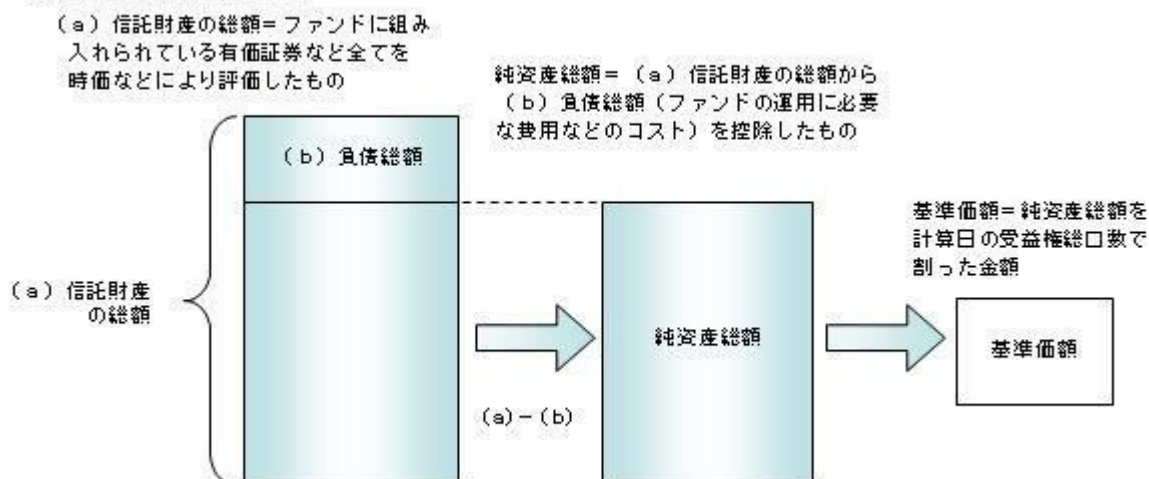
3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（借入公社債を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

＜基準価額算出の流れ＞



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

＜主な資産の評価方法＞

◇投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

J P投信株式会社

サポートダイヤル 0120-104-017（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.jp-toushin.japanpost.jp>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（2016年10月27日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年2月16日から8月15日まで、および8月16日から翌年2月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

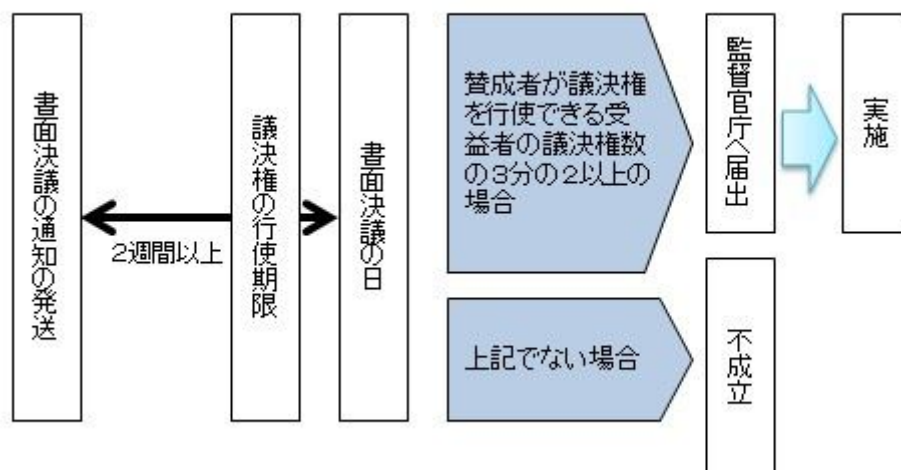
③ 信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

＜書面決議の主な流れ＞



- ⑤ 公告
公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。
ホームページアドレス <https://www.jp-toushin.japanpost.jp>
※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。
- ⑥ 運用報告書の作成
・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。
ホームページアドレス <https://www.jp-toushin.japanpost.jp>
- ⑦ 関係法人との契約について
販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限
受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1) 収益分配金・償還金受領権
・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
- (2) 解約請求権
受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。
- (3) 帳簿閲覧権
受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

J P 日米バランスファンド

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期（2023年 8月16日から2024年 2月15日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【J P 日米バランスファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第14期 2023年 8月15日現在	第15期 2024年 2月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	21,871,061	27,755,882
投資信託受益証券	2,406,532,186	2,280,626,687
未収入金	-	1,000,000
流動資産合計	2,428,403,247	2,309,382,569
資産合計	2,428,403,247	2,309,382,569
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	8,109,566	7,632,165
未払解約金	836,607	4,794,325
未払受託者報酬	395,531	386,331
未払委託者報酬	5,141,757	5,022,264
未払利息	59	76
その他未払費用	52,676	51,455
流動負債合計	14,536,196	17,886,616
負債合計	14,536,196	17,886,616
純資産の部		
元本等		
元本	2,703,188,684	2,544,055,033
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△289,321,633	△252,559,080
（分配準備積立金）	117,422,442	109,445,739
元本等合計	2,413,867,051	2,291,495,953
純資産合計	2,413,867,051	2,291,495,953
負債純資産合計	2,428,403,247	2,309,382,569

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第14期 自 2023年 2月16日 至 2023年 8月15日	第15期 自 2023年 8月16日 至 2024年 2月15日
営業収益		
受取配当金	13,912,098	13,371,377
有価証券売買等損益	13,008,636	18,694,501
営業収益合計	26,920,734	32,065,878
営業費用		
支払利息	7,716	7,885
受託者報酬	395,531	386,331
委託者報酬	5,141,757	5,022,264
その他費用	52,676	51,455
営業費用合計	5,597,680	5,467,935
営業利益又は営業損失（△）	21,323,054	26,597,943
経常利益又は経常損失（△）	21,323,054	26,597,943
当期純利益又は当期純損失（△）	21,323,054	26,597,943
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,361,959	△459,339
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△299,453,519	△289,321,633
剰余金増加額又は欠損金減少額	13,529,599	28,701,354
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	13,529,599	28,701,354
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	15,249,242	11,363,918
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	15,249,242	11,363,918
分配金	8,109,566	7,632,165
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△289,321,633	△252,559,080

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。
3. その他	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 当計算期間は、信託約款の規定により、2023年 8月16日から2024年 2月15日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第14期 2023年 8月15日現在	第15期 2024年 2月15日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	2,703,188,684口	2,544,055,033口
2. 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	289,321,633円	252,559,080円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.8930円 (8,930円)	0.9007円 (9,007円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第14期 自 2023年 2月16日 至 2023年 8月15日	第15期 自 2023年 8月16日 至 2024年 2月15日
分配金の計算過程	分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 10,859,624円	A 費用控除後の配当等収益額 11,103,909円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C 収益調整金額 48,301,690円	C 収益調整金額 50,015,704円
D 分配準備積立金額 114,672,384円	D 分配準備積立金額 105,973,995円
E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 173,833,698円	E 当ファンドの分配対象収益額 (E=A+B+C+D) 167,093,608円
F 当ファンドの期末残存口数 2,703,188,684口	F 当ファンドの期末残存口数 2,544,055,033口
G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 643.06円	G 10,000口当たり収益分配対象額 (G=E/F×10,000) 656.77円
H 10,000口当たり分配金額 30.00円	H 10,000口当たり分配金額 30.00円
I 収益分配金金額 (I=G×H/10,000) 8,109,566円	I 収益分配金金額 (I=G×H/10,000) 7,632,165円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

第14期 自 2023年 2月16日 至 2023年 8月15日	第15期 自 2023年 8月16日 至 2024年 2月15日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(有価証券に関する注記)に記載しております。 これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用部門から独立した運用リスク管理を所管する部署が、各ポートフォリオの資金特性と市場環境を踏まえつつ、リスク毎に管理を行っております。 また、パフォーマンスレビュー委員会において、信託財産の運用に係るパフォーマンス分析、評価等を審議することで、運用の適切性の確認を行っております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

II 金融商品の時価等に関する事項

第14期 2023年 8月15日現在	第15期 2024年 2月15日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2.時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1.貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左 2.時価の算定方法 投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第14期 自 2023年 2月16日 至 2023年 8月15日	第15期 自 2023年 8月16日 至 2024年 2月15日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

元本の移動

第14期 自 2023年 2月16日 至 2023年 8月15日	第15期 自 2023年 8月16日 至 2024年 2月15日
期首元本額 2,673,407,532円	期首元本額 2,703,188,684円
期中追加設定元本額 150,831,040円	期中追加設定元本額 108,948,364円
期中一部解約元本額 121,049,888円	期中一部解約元本額 268,082,015円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第14期(自 2023年 2月16日 至 2023年 8月15日)

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	9,477,537
合計	9,477,537

売買目的有価証券

第15期(自 2023年 8月16日 至 2024年 2月15日)

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	17,599,901
合計	17,599,901

(デリバティブ取引に関する注記)

第14期(2023年 8月15日現在)

該当事項はありません。

第15期(2024年 2月15日現在)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式 (2024年 2月15日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券 (2024年 2月15日現在)

(単位：円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	野村F O F s 用・日米債券ファンド (適格機関投資家専用)	2,544,982,963	2,054,055,749	

		野村FOFs用・日経225インデックスファンド（適格機関投資家専用）	52,645,087	115,750,752	
		野村FOFs用・NYダウインデックスファンド（適格機関投資家専用）	62,776,971	110,820,186	
	小計	銘柄数：3 組入時価比率：99.5%	2,660,405,021	2,280,626,687 100.0%	
		合計		2,280,626,687	

(注1) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2024年 2月29日現在です。

【J P 日米バランスファンド】

【純資産額計算書】

I 資産総額	2,304,624,082円
II 負債総額	6,300,224円
III 純資産総額（I－II）	2,298,323,858円
IV 発行済口数	2,545,128,790口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9030円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。
- (2) 受益者に対する特典
該当事項はありません。
- (3) 譲渡制限の内容
 - ① 譲渡制限はありません。
 - ② 受益権の譲渡
 - ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
 - ③ 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (4) 受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- (5) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表ならびに当事業年度（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)				
	前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金	※2	723,826	※2	906,464
前払費用		7,690		8,849
未収委託者報酬		59,224		61,102
その他		5,173		3,372
流動資産計		795,915		979,790
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	1,548	※1	8,588
器具備品	※1	14,042	※1	15,749
無形固定資産				
商標権		882		719
投資その他の資産				
長期前払費用		107		—
その他		8,743		7,422
固定資産計		25,323		32,480
資産合計		821,238		1,012,270
負債の部				
流動負債				
リース債務		1,204		1,183
未払金				
未払手数料	※2	34,184	※2	35,170
その他未払金	※2	32,260	※2	31,269
未払法人税等		4,919		4,991
流動負債計		72,568		72,615
固定負債				
リース債務		3,368		4,464
固定負債計		3,368		4,464
負債合計		75,937		77,079
純資産の部				
株主資本				
資本金		500,000		500,000
資本剰余金				
資本準備金		500,000		500,000
資本剰余金計		500,000		500,000
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		△ 254,699		△ 64,808
利益剰余金計		△ 254,699		△ 64,808
株主資本合計		745,300		935,191
純資産合計		745,300		935,191
負債・純資産合計		821,238		1,012,270

（２）【損益計算書】

(単位：千円)				
		前事業年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日)	当事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		1,167,447		1,188,330
営業収益計		1,167,447		1,188,330
営業費用				
支払手数料	※1	677,542	※1	689,337
広告宣伝費		4,931		6,474
調査費				
調査費		186		164
委託調査費		18,325		13,769
委託計算費		53,818		54,709
営業諸雑費				

通信費		6,689		7,647
印刷費		46,017		44,143
協会費		2,011		2,026
その他		289		—
営業費用計		809,813		818,271
一般管理費				
給料				
役員報酬	※1	60,424	※1	59,137
給料・手当	※1	91,955	※1	92,348
法定福利費		337		382
福利厚生費		230		264
業務委託費		9,676		5,351
交際費		31		28
会議費		—		33
旅費交通費		28		887
租税公課		8,990		9,414
不動産賃借料		12,103		9,410
固定資産減価償却費		4,113		5,009
消耗品費		1,182		1,439
支払報酬料		8,875		8,777
諸経費		461		1,093
一般管理費計		198,414		193,579
営業利益		159,219		176,479
営業外収益				
受取利息		0		0
雑収入		11		—
その他の営業外収益		—		127
営業外収益計		11		127
営業外費用				
支払利息		47		50
営業外費用計		47		50
経常利益		159,184		176,556
特別利益				
受取立退料		—		21,700
特別利益計		—		21,700
特別損失				
固定資産除却損		—		1,770
本社移転損失		—		6,305
特別損失計		—		8,075
税引前当期純利益		159,184		190,180
法人税、住民税及び事業税		290		290
法人税等合計		290		290
当期純利益		158,894		189,890

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）（単位：千円）

前事業年度（自	2021年4月1日 至 2022年3月31日）						（単位：百万円）	
	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		純資産合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
繰越利益剰余金								
当期首残高	500,000	500,000	500,000	△413,593	△413,593	586,406	586,406	
当期変動額								
当期純利益				158,894	158,894	158,894	158,894	
当期変動額合計	—	—	—	158,894	158,894	158,894	158,894	
当期末残高	500,000	500,000	500,000	△254,699	△254,699	745,300	745,300	

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）（単位：千円）

当事業年度（自	2022年4月1日（主 株 主 資 本 2023年3月31日）						（単位：千円）
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	500,000	500,000	500,000	△254,699	△254,699	745,300	745,300
当期変動額							
当期純利益				189,890	189,890	189,890	189,890
当期変動額合計	—	—	—	189,890	189,890	189,890	189,890
当期末残高	500,000	500,000	500,000	△64,808	△64,808	935,191	935,191

注記事項

(重要な会計方針)

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、投資信託運用業を行っており、投資信託約款に基づき投資信託の運用について履行義務を負っております。当該履行義務は信託期間にわたり日々充足され、投資信託財産の純資産額に一定の割合を乗じて計算した金額を収益として認識しております。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 2,661千円 器具備品 11,499千円 計 14,160千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 405千円 器具備品 10,484千円 計 10,890千円
※2 関係会社に対する資産及び負債 (1) 流動資産 預金 266,153千円 (2) 流動負債 未払手数料 34,183千円 その他未払金 9,025千円	※2 関係会社に対する資産及び負債 (1) 流動資産 預金 201,093千円 (2) 流動負債 未払手数料 35,168千円 その他未払金 9,126千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日)	当事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)
※1 関係会社との取引高 支払手数料 677,499千円 役員報酬 45,424千円 給料・手当 64,955千円	※1 関係会社との取引高 支払手数料 689,297千円 役員報酬 44,137千円 給料・手当 65,348千円
※2 固定資産除却損 建物 — 器具備品 — 計 —	※2 固定資産除却損 建物 1,285千円 器具備品 485千円 計 1,770千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式	20,000株	—	—	20,000株

当事業年度(自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式	20,000株	—	—	20,000株

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

事務機器（器具備品）であります。

② リース資産の減価償却の方法

「(重要な会計方針) 1 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）**1 金融商品の状況に関する事項****（1）金融商品に対する取組方針**

当社の資金運用については流動性の高い預金等に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

また、資金調達については借入によらず、株式の発行により行う方針です。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金は、関係会社に対するものであり、短期の預金であることから、市場リスクは僅少であると認識しております。また、事業に必要な運転資金については、資金管理部署による計画に基づく手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

また、当社の営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有財産と分別管理されており、信用リスクは僅少であると認識しております。

リース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。また、資金管理部署による計画に基づく手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

前事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	723,826	723,826	—
(2)未収委託者報酬	59,224	59,224	—
資産計	783,051	783,051	—
(3)未払手数料	34,184	34,184	—
(4)その他未払金	32,260	32,260	—
(5)リース債務(※1)	4,572	4,572	—
負債計	71,017	71,017	—

当事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	906,464	906,464	—
(2)未収委託者報酬	61,102	61,102	—
資産計	967,567	967,567	—
(3)未払手数料	35,170	35,170	—
(4)その他未払金	31,269	31,269	—
(5)リース債務(※1)	5,647	5,735	△87
負債計	72,087	72,175	△87

（※1） 1年以内返済予定のリース債務を含めております。

注：金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産**（1）現金・預金及び（2）未収委託者報酬**

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債**（3）未払手数料及び（4）その他未払金**

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（5）リース債務

時価は、元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

3 リース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務	1,204	1,215	1,226	927	—	—

当事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務	1,183	1,196	1,210	1,223	833	—

（税効果会計関係）**1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳**

（単位：千円）

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	(注)1 72,904	14,640
未払事業税	1,417	1,439
繰延税金資産小計	74,321	16,080

税務上の繰越欠損金に係る	(注)1		
評価性引当額		△72,904	△14,640
将来減算一時差異等の合計に係る			
評価性引当額		△1,417	△1,439
評価性引当額小計		△74,321	△16,080
繰延税金資産合計		—	—
繰延税金負債		—	—
その他		—	—
繰延税金負債合計		—	—
繰延税金資産の純額		—	—

(注)1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2022年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (a)	—	—	—	9,318	63,585	—	72,904
評価性引当額	—	—	—	△9,318	△63,585	—	△72,904
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2023年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (a)	—	—	—	14,640	—	—	14,640
評価性引当額	—	—	—	△14,640	—	—	△14,640
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
評価性引当額の増減	△30.63%	△30.63%
住民税均等割	0.18%	0.15%
その他	0.01%	0.00%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.18%	0.15%

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおり、単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えており、かつ、内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、セグメント情報に追加しての記載は行っておりません。

(セグメント情報等)

1 セグメント情報

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 関連情報

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(1) サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(1) サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

4 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

5 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金、出資金又は基金(億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	㈱ゆうちょ銀行	東京都千代田区	35,000	銀行業	被所有直接45%	役員の受入 出向者の受入 投資信託の募集 投資信託の取扱及び投資 信託に係る事務 代行の委託等	人件費の支払 事務代行手数料の支払	76,983 677,499	その他未払金 未払手数料	6,305 34,183
その他の関係会社	三井住友信託銀行㈱	東京都千代田区	3,420	銀行業	被所有直接30%	役員の受入 出向者の受入	人件費の支払	33,396	その他未払金	2,720
その他の関係会社の子会社	野村アセットマネジメント㈱	東京都江東区	171	投資助言・代理業及び投資運用業	なし	役員の受入 出向者の受入	人件費の支払	42,000	その他未払金	—

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金、出資金又は基金(億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	㈱ゆうちょ銀行	東京都千代田区	35,000	銀行業	被所有直接45%	役員の受入 出向者の受入 投資信託の募集 投資信託の取扱及び投資 信託に係る事務 代行の委託等	人件費の支払 事務代行手数料の支払	76,099 689,297	その他未払金 未払手数料	6,396 35,168
その他の関係会社	三井住友信託銀行㈱	東京都千代田区	3,420	銀行業	被所有直接30%	役員の受入 出向者の受入	人件費の支払	33,386	その他未払金	2,729
その他の関係会社の子会社	野村アセットマネジメント㈱	東京都江東区	171	投資助言・代理業及び投資運用業	なし	役員の受入 出向者の受入	人件費の支払	42,000	その他未払金	—

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 人件費については、当社の給与規程に基づいて金額を決定しています。

(2) 投資信託に係る事務代行手数料については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 子会社及び関連会社等

重要な該当事項はありません。

(3) 兄弟会社等

親会社及び法人主要株主等を含めて開示しております。

(4) 役員及び個人主要株主等

重要な該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する情報 該当事項はありません。

（1株当たり情報）

項目	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
(1) 1株当たり純資産額	37,265円05銭	46,759円56銭
(1株当たり純資産額の 算定上の基礎)		
純資産の部の合計額	745,300千円	935,191千円
普通株式に係る期末の純資産額	745,300千円	935,191千円
1株当たり純資産額の算定に 用いられた期末の普通株式の数	20,000株	20,000株

項目	前事業年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日)	当事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)
(2) 1株当たり当期純利益	7,944円71銭	9,494円51銭
(1株当たり当期純利益金額の 算定上の基礎)		
損益計算書上の当期純利益	158,894千円	189,890千円
普通株式に係る当期純利益	158,894千円	189,890千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式の期中平均株式数	20,000株	20,000株

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表等

（1）中間貸借対照表

（単位：千円）

当中間会計期間 (2023年9月30日)		
資産の部		
流動資産		
現金・預金		1,029,097
前払費用		5,916
未収委託者報酬		64,502
その他		3,456
流動資産計		1,102,972
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	8,256
器具備品	※1	15,022
無形固定資産		
商標権		638
投資その他の資産		
繰延税金資産		2,271
その他		7,422
固定資産計		33,611
資産合計		1,136,584
負債の部		
流動負債		
リース債務		1,189
未払金		
未払手数料		37,048
その他未払金	※2	36,041
未払法人税等		26,740
流動負債計		101,020
固定負債		
リース債務		3,867
固定負債計		3,867
負債合計		104,888
純資産の部		
株主資本		
資本金		500,000
資本剰余金		

資本準備金	500,000
資本剰余金計	500,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	31,695
利益剰余金計	31,695
株主資本合計	1,031,695
純資産合計	1,031,695
負債・純資産合計	1,136,584

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	640,052
営業収益計	640,052
営業費用	
支払手数料	371,089
広告宣伝費	447
調査費	
委託調査費	8,650
委託計算費	28,897
営業諸雑費	
通信費	3,161
印刷費	14,372
協会費	1,033
営業費用計	427,652
一般管理費	
給料	
役員報酬	28,794
給料・手当	44,884
法定福利費	183
業務委託費	2,839
交際費	29
旅費交通費	1,299
租税公課	5,018
不動産賃借料	5,304
固定資産減価償却費	※1 2,714
消耗品費	373
支払報酬料	4,625
諸経費	156
一般管理費計	96,224
営業利益	116,175
営業外収益	
受取利息	0
営業外収益計	0
営業外費用	
支払利息	30
営業外費用計	30
経常利益	116,145
税引前中間純利益	116,145
法人税、住民税及び事業税	21,911
法人税等調整額	△ 2,271
法人税等合計	19,640
中間純利益	96,504

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日） (単位：千円)

当中間決算期間（自 2022年1月1日 至 2022年3月31日）								(単位：千円)
	株 主 資 本						純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他	利益 剰余金 合計			
				利益剰余金 繰越利益 剰余金				
当期首残高	500,000	500,000	500,000	△ 64,808	△ 64,808	935,191	935,191	
当中間期変動額								
中間純利益				96,504	96,504	96,504	96,504	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)								

当中間期変動額合計	—	—	—	96,504	96,504	96,504	96,504
当中間期末残高	500,000	500,000	500,000	31,695	31,695	1,031,695	1,031,695

注記事項

(重要な会計方針)

- 1 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 8～18年
器具備品 3～20年
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- 2 収益及び費用の計上基準
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
当社は、投資信託運用業を行っており、投資信託約款に基づき投資信託の運用について履行義務を負っております。当該履行義務は信託期間にわたり日々充足され、投資信託財産の純資産額に一定の割合を乗じて計算した金額を収益として認識しております。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (2023年9月30日)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	741千円
器具備品	12,786千円
計	13,527千円
※2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日)	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	2,633千円
無形固定資産	81千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	20,000株	—	—	20,000株

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

- ① リース資産の内容
有形固定資産
事務機器（器具備品）であります。
- ② リース資産の減価償却の方法
「（重要な会計方針） 1 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

(金融商品の時価等に関する事項)

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

当中間会計期間（2023年9月30日）

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,029,097	1,029,097	—

(2) 未収委託者報酬	64,502	64,502	—
資産計	1,093,599	1,093,599	—
(3) 未払手数料	37,048	37,048	—
(4) その他未払金	36,041	36,041	—
(5) リース債務(※1)	5,057	5,145	▲88
負債計	78,147	78,236	▲88

(※1) 1年内返済予定のリース債務を含めております。

注：金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金・預金及び(2) 未収委託者報酬

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(3) 未払手数料及び(4) その他未払金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) リース債務

時価は、元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおり、単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えており、かつ、内国籍投資信託からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、セグメント情報に追加しての記載は行っておりません。

(セグメント情報等)

1 セグメント情報

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 関連情報

当中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(1) サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

4 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

5 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額並びに1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日)	
1株当たり純資産額	51,584円79銭
1株当たり中間純利益	4,825円23銭
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	96,504千円
普通株式に係る中間純利益	96,504千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	20,000株

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1) 受託会社**

名 称	資本金の額 (2023年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：株式会社日本カストディ銀行
 資本金の額：51,000百万円（2023年3月末現在）
 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
 再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2023年3月末現在)	事業の内容
株式会社ゆうちょ銀行	3,500,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

なお、上記の他、三井住友信託銀行株式会社はファンドの関係法人による自己設定等の取り扱いのための販売会社となり、その資本金の額および事業の内容は（1）受託会社に記載のとおりです。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社
ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。
- (2) 販売会社
日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】**(1) 受託会社**

三井住友信託銀行株式会社は、J P 投信株式会社の発行済株式総数の30%を保有しております。（2024年2月末現在）

- (2) 販売会社
株式会社ゆうちょ銀行は、J P 投信株式会社の発行済株式総数の45%を保有しております。（2024年2月末現在）

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。
- (2) 目論見書の巻末に約款を掲載する場合があります。
- (3) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (4) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (5) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
- (6) 目論見書の表紙裏等にインターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含む）も掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載する場合があります。
- (7) 目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
- (8) 目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載する場合があります。

独立監査人の監査報告書

2023年5月31日

J P投信株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 関 賢 二 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ P投信株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J P投信株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年5月7日

J P投信株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 関 賢 二

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJ P日米バランスファンドの2023年8月16日から2024年2月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J P日米バランスファンドの2024年2月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、J P投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表

明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

J P 投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年12月5日

J P投信株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 関 賢 二 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ P投信株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第9期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、J P投信株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠してい

るかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。